

(案)  
大阪にふさわしい大都市制度  
“大阪都の実現”

《追加資料》

- ◎ 道州制について
- ◎ 大阪市以外の市町村の在り方について

平成24年6月15日

(大都市制度推進協議会委員)

大阪府知事 松井 一郎      大阪市長 橋下 徹

## 【本資料の位置づけ】

- 第二回の協議会（H24.5.17）に提出の『（案）大阪にふさわしい大都市制度“大阪都の実現”』について、第二回協議会での道州制及び大阪市以外の市町村に関する議論を踏まえて追加するもの。

## ■ 基本的考え方

- ◎ 国の役割を外交、防衛等に重点化し、地方分権を進めた**最終ゴールが関西州**。関西の総力を一つの司令塔のもとに結集して、世界に伍して地域経営を展開

(2府5県(福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山) ※近畿経済産業局資料より)

・人口規模：21,707千人 ※2009

・GDP：8,240億ドル(韓国のGDP(9,310億ドル)に匹敵 ※2008)

- ◎ しかしながら、**道州制**は国の統治機構を抜本的に見直すものであり、そのためには、大きなエネルギーが必要。これまで、国レベルでも幾多の議論が続けられてきたが、その**実現に至っていないのが現状**

- ◎ 現在も国や地方で様々な取組みが進められているが、これを実際に実現していくには、**地方自らが自治のかたちを考え、実績を積上げることにより、道州制に向けた基盤づくりを進めていく必要**。このことが、地方主導の地域の実情にあった分権型の道州制につながる道

- ◎ まずは、道州制に先駆けて、**国と地方、広域自治体と基礎自治体の在り方を、大阪・関西自前で考え、主体的に創り上げていく**

- ◎ こうした取組みを**大阪・関西が自ら実践していくことが**、国の統治機構の変革、道州制につながるものとする。 **今や“議論”から、“実践”のとき**

## ■ 基本方針

### 【関西広域連合】

- ◎ 府県を超えて広域行政を進めるため、平成22年12月に全国初の府県レベルでの連合として、**関西広域連合**を設立し、広域防災、広域産業振興などに取り組んでいる
- ◎ 今後、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所などの**国の出先機関の受け皿**として、国からの事務権限の移譲に取り組み、関西一体となって広域行政の充実を図っていく

### 【大阪都】

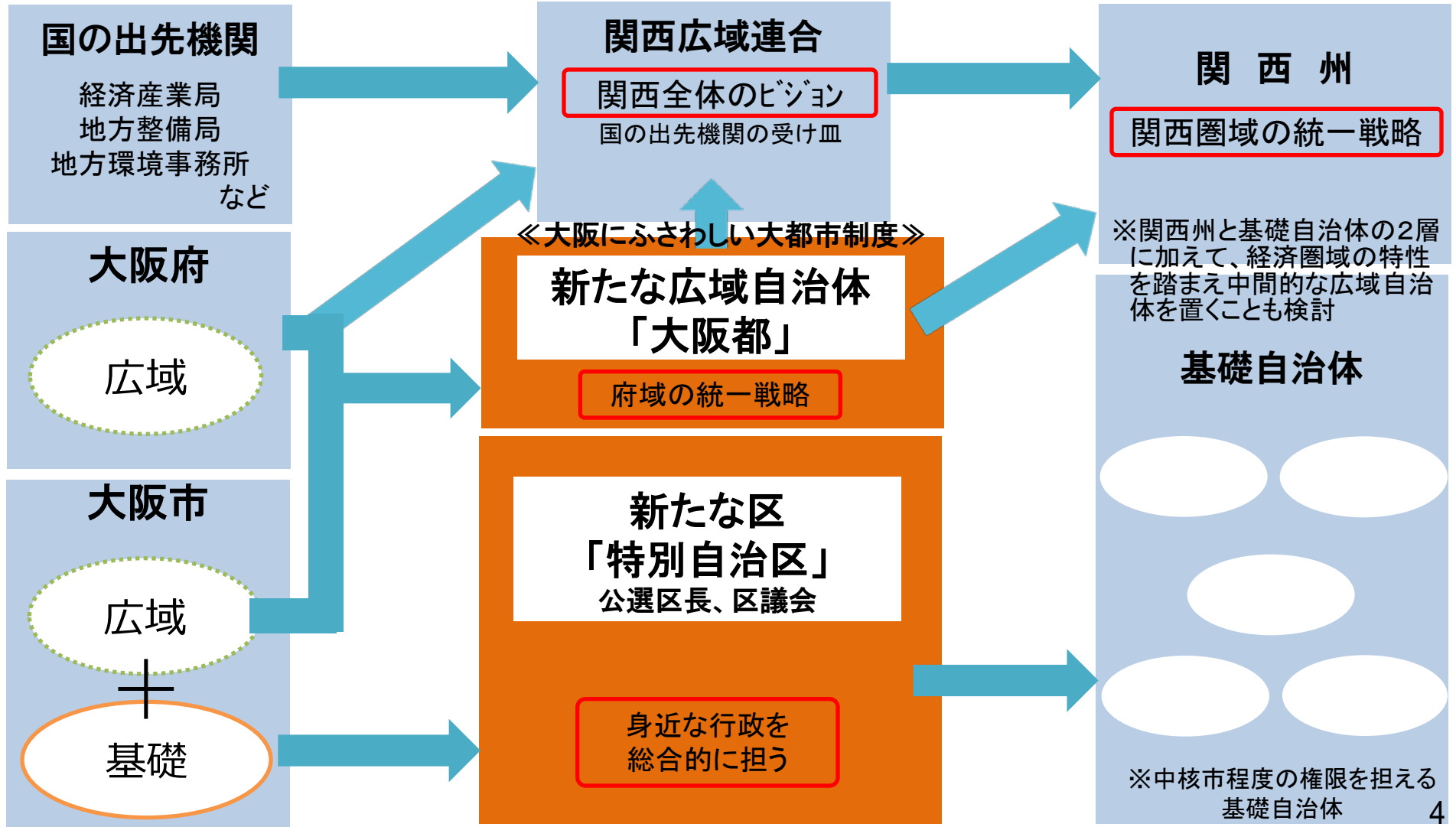
- ◎ 広域自治体と基礎自治体の役割分担の明確化のもと、府市を再編し、**広域機能を一元化**して、**大阪都**を創設（全てを「都」に一元化でなく、最適な経営形態を目指す）
- ◎ あわせて、基礎自治体優先の原則のもと、基礎自治体が**住民に身近な存在**として「自己決定」「自己責任」できるよう、**中核市並みの権限・財源・体制**を備えた**特別自治区**を設置

### 【大阪市以外の市町村】

- ◎ 大阪発“地方分権改革ビジョン”に基づき、**道州制移行時に、全てが中核市並の権限を備えた市町村**となるよう、**現在、特例市並みの権限移譲**とそれに伴う体制整備を進めている
- ◎ 次のステップとして、広域自治体でなくては担えない事務を除く全ての事務の移譲  
= **中核市並みの権限移譲**を進めていく

- ◆ 関西圏の総力を結集し統一戦略のもと、産業政策やインフラ整備など広域機能を一体的に担う  
**関西州と、住民に身近な基礎自治体**の自治体構造を実現
- ◆ 検討にあたっては、大阪・関西経済圏の特性を踏まえて、中間的な広域自治体を置くことも考えていく

■ 工程イメージ図  
 【従前】



## ■ 道州制の導入に関する動き

- 戦後、宮々と“議論”がなされてきたが道州制の実現に至らず…  
⇒ 地方の発意に基づき地方自らが新しい自治の仕組みを“実践”



議論から実践の時代へ！

- ◆ 大阪・関西から“先駆的”に取組みを“実践”

関西広域連合

国出先機関の丸ごと移管

大阪都

大都市における  
広域自治体と  
基礎自治体のモデルを提示

関西州の実現時には

関西の中核機能を担う！

## ■ 基本方針

- ◎ 府内市町村においても、基礎自治体の役割を果たすため、
  - ▼ **住民の生活をしっかりサポートできる十分な権限と財源**
  - ▼ **総合的で専門性が高く、かつ行政運営を機動的に行える組織体制**



**府内市町村を中核市並みの権限を担える基礎自治体へ**

- ◆ **合併を選択する市町村については、自主的な市町村合併を推進**
- ◆ **合併を選択しない市町村については、市町村どうしの広域連携により中核市並み権限を担える実質的な体制整備を図る**

# 「大阪発“地方分権改革”ビジョン」(H21.3)に基づき 市町村への権限移譲、体制整備を強力に推進

- ◆第1フェーズ:まずは、特例市並みの権限移譲  
※H22～24で集中的に取り組む
- ◆第2フェーズ:大阪府でなくては担えない事務を除く  
全ての事務の移譲

権限移譲の受け皿  
としての体制整備

これまでの進捗

## “全国1位” = 移譲条項増加数

平成22年4月  
取組開始 1,185条項  
(全国8位)

平成23年4月 1,874条項  
(全国3位)

## “全国初”の取組み

- 共同処理センターを設置 (23.10～)
  - ・ 豊能地域 (池田、箕面、豊能、能勢)  
⇒福祉、生活安全、公害規制などの事務  
処理を開始 ※続いてH24.1から南河内地域で同様の取組み
- 教職員人事協議会を設置 (24.4～)
  - ・ 豊能地域 (豊中、池田、箕面、豊能、能勢)  
⇒小中学校の教職員の任命権にかかる事務  
処理を開始

第2フェーズへ

- 広域自治体でなくては担えない事務を除く全ての事務の移譲 = 中核市並の権限移譲  
⇒道州制移行時には、全てが中核市並の権限を備えた市町村